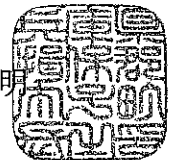


太教社教第 147 号  
平成 27 年 5 月 21 日

太子町社会教育審議会  
会長 花 谷 勝 一 様

太子町長 北 川 嘉 明



「太子町地域交流館の使用料」について（諮問）

平成 27 年 9 月に新築・移転して開庁する新庁舎に、地域交流館が併設されます。

地域交流館には交流スペース、研修室、和室が設置されます。交流スペースは無料で町民の方々に利用いただく予定ですが、研修室、和室についてはそれぞれ使用料を新たに利用者負担として定める必要があります。

つきましては、「太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例」を定めるにあたり、ご審議いただきたく諮問いたします。

平成 27 年 5 月 21 日

太子町長 北 川 嘉 明 様

太子町社会教育審議会  
会長 花 谷 勝



「太子町地域交流館の使用料」について（答申）

平成 27 年 5 月 21 日付太教社教第 147 号で諮問のあった「太子町地域交流館の使用料」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

本審議会に諮問された「太子町地域交流館の使用料」については、来る 9 月に新築・移転して開庁する新庁舎に併設される地域交流館の研修室、和室の使用料であるが、公民館の使用料及び文化会館の使用料を基本として設定することが適当であると考えます。

このたび本会議に提示された使用料（案）については、上述のとおり公民館の使用料及び文化会館の使用料を基本として決定されていると判断する。

ついで、以下の意見を付して、原案のとおりとする。

- (1) より多くの方々に利用していただけるよう、広報などで十分周知するよう努めていただきたい。
- (2) 利用しやすい環境の整備に常時努めていただきたい。